

(仮称) 滋賀県困難な状況にある女性への支援のための 施策の実施に関する基本的な計画(素案)について

1 趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 4 年 5 月に「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」(以下、「法」という。)が成立。国が示す基本方針に基づき、各都道府県の義務として「基本計画」の策定が明記された。

本計画は、法や基本方針の趣旨を踏まえ、民間団体を含む関係機関・団体等との連携強化や各種支援の充実など、困難な問題を抱える女性の福祉の増進や自立に向けた施策を総合的・計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目的として策定するものである。

2 計画の位置づけ

法第 8 条第 1 項に基づき策定する都道府県計画

3 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)～令和 10 年度(2028 年度)の 5 年間

4 検討体制

組織名：滋賀県困難女性支援基本計画策定検討委員会(令和 5 年 5 月設置)

構成員等：民間団体(犯罪被害支援、シェルター事業、外国人支援等の関係団体)の実務者
県および市町の女性相談・支援等実施機関の担当者 学識経験者 計 9 名

5 スケジュール

令和 5 年(2023 年) 6 月 26 日	第 1 回 基本計画策定検討委員会
令和 5 年(2023 年) 8 月 8 日	市町困難女性支援担当者会議
令和 5 年(2023 年) 9 月 19 日	県政経営会議(骨子案)
令和 5 年(2023 年) 9 月 29 日	第 2 回 基本計画策定検討委員会
令和 5 年(2023 年) 10 月 6 日	厚生・産業常任委員会(骨子案)
令和 5 年(2023 年) 11 月 21 日	県政経営会議(素案)
令和 5 年(2023 年) 12 月	第 3 回 基本計画策定検討委員会
	厚生・産業常任委員会(素案)
	県民政策コメント実施・市町意見照会
令和 6 年(2024 年) 1 月	第 4 回 基本計画策定検討委員会
令和 6 年(2024 年) 3 月	厚生・産業常任委員会(最終案)
	策定・公表

(仮称) 滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 (素案) 【概要版】

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1 策定の趣旨

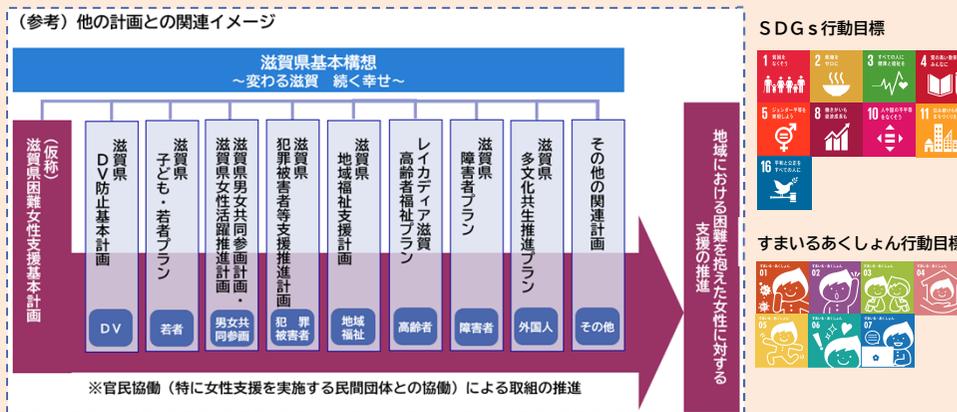
女性をめぐる課題が**複雑化、多様化、複合化**している中、新たな「**困難女性支援法**」が成立した。本計画は法や基本方針の内容を受け、困難な状況にある女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することをめざす。

2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項に基づく**都道府県基本計画**。
滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等との整合および連携を図りながら定める。

3 計画の期間

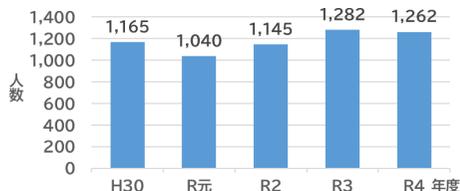
令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度) (5年間)



第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題

1. 現状

女性相談支援センターの相談人数の推移 (滋賀県)



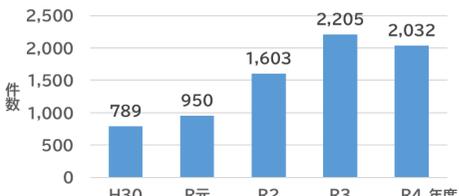
女性相談支援センターにおける一時保護者数 (滋賀県)



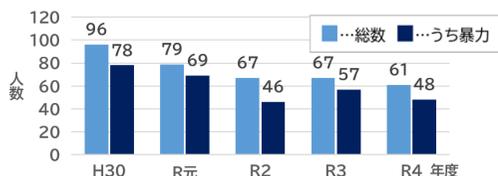
女性相談支援センターにおける外国人の来所相談人数の推移 (滋賀県)



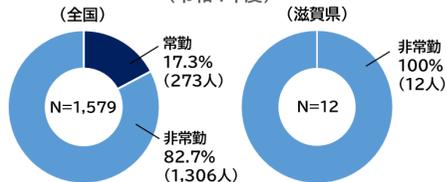
しが外国人相談センター相談状況の推移 (滋賀県)



女性相談支援センターの一時保護女性のうち暴力を主訴とする者 (滋賀県)



女性相談支援員の常勤・非常勤の割合 (令和4年度)



2. 課題

◆支援への抵抗感の低減

女性相談支援センターにおける**相談件数は増加**しているものの、**一時保護件数については減少**が続いている。支援への抵抗感を低減させる必要がある。

◆高リスク事案に対する機関連携

暴力被害など**安全・安心を脅かす相談が増加**していることから、配偶者暴力相談支援センターや警察、弁護士等の関係機関との更なる連携が必要。

◆相談スタッフの確保

女性相談支援員の配置について、本県では約半数の市で未配置であるほか、配置している市においても**非常勤職員が担っている状況**であり、**雇用形態の不安定さから離職される方が多い**現状がある。

◆外国人からの相談事案への対応

しが外国人相談センターにおける相談件数が増加している中、**女性相談支援センターにおける外国人の相談人数は少ない**状況が続いている。早期把握に繋げるための更なる連携・協力が必要。

◆継続的な支援・アフターケア

女性自立支援施設等を**退所したあとの就労や住居確保にハードルがある**ケースがあることから、関係機関や民間団体等との連携を図りながらさまざまな支援を継続していく必要がある。

第3章 基本理念と基本方針

基本理念

～すべての女性が幸せを実感できる滋賀～

女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす。

基本方針

- 早期からの切れ目のない支援体制の強化
- 多様化する支援対象者のニーズに応じたきめ細かな支援の提供
- 自立を見据えた関係機関との連携強化

施策を進めるための7つのポイント

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制充実
- ② 民間団体等との協働
- ③ 関係機関との連携体制の強化
- ④ 支援調整会議（各地域における支援体制）の設置運営
- ⑤ 教育・啓発の充実
- ⑥ 人材育成・研修の充実
- ⑦ 調査研究等の推進

第4章 具体的な取組

	支援内容（※★は重点項目）	数値目標	
支援の流れ	① 早期把握	<p><困難な状況にある女性が早期に相談につながるための環境づくりの推進></p> <p>★適切な支援が実施できるよう合同研修等を開催し、相談員間・関係機関の更なる連携を図る。</p> <p>・学校等において性に関する正しい知識の啓発、健康教育を実施する。</p>	○ 女性相談支援員を配置している市町の数 7市→13市 (6町については県のバックアップ等も検討)
	② 居場所づくり	<p><行政の相談窓口にとどり着けない女性へ居場所の提供></p> <p>★子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援する。</p> <p>・支援調整会議等を通じて、女性支援を行う民間団体等とのネットワークの構築を図る。</p>	○ 女性相談担当者職員の専門研修の受講率 0%(今後新規プログラム等を策定)→100%
	③ 相談支援	<p><支援対象者の多様なニーズに応じるための相談実施体制の強化></p> <p>・関係機関との連携を強化するため、各機関の相談員を対象とした合同研修を実施する。</p> <p>★単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検討します。</p>	○ 支援調整会議を設置している市町の数 1市→19市町
	④ 一時保護	<p><支援対象者の多様なニーズに応じるための一時保護実施体制の強化></p> <p>★一時保護所において余暇活動の充実や生活環境の改善を図る。</p> <p>・外国人の支援対象者に対して、多言語での情報提供に加え、やさしい日本語の活用や漢字にふりがなをつけるなど、一時保護中に安心した生活が送れるよう対応する。</p>	○ 女性支援を協働して担う民間団体の数 4団体 → 10団体
	⑤ 被害回復支援	<p><医療機関等の専門機関への相談・連携、心理療法の実施></p> <p>・暴力等被害者について、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組む。</p> <p>・女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的に実施し、専門的な助言を行うことにより、支援の質の向上を図る。</p>	
	⑥ 生活支援	<p><一時保護等あとの中長期的な支援体制の確保></p> <p>・民間団体等との連携を含め女性自立支援施設の今後の在り方について検討を行う。</p>	
	⑦ 同伴児童等への支援	<p><支援対象者の同伴児童に対する適切な支援の実施></p> <p>・DVのある家庭環境などさまざまな背景を有する同伴児童については、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員と連携しながら支援にあたる。</p>	
	⑧ 自立支援・アフターケア	<p><地域社会で生活するための自立支援の実施></p> <p>★母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行う。</p> <p>・公営住宅の優先入居、支援対象者の単身入居の募集を実施する。</p>	

困難な状況にある女性の支援を通じて、男性も含めた誰もが暮らしやすい持続可能な社会を実現

第5章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

- (1) 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、困難女性支援の総合的な施策の推進に取り組む。
- (2) 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取組を進める。

2 基本計画の見直し

基本計画の見直しに当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき滋賀県DV・困難女性対策会議等において、点検・評価する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

(仮称) 滋賀県困難な状況にある女性への支援
のための施策の実施に関する基本的な計画

令和6年〇月
滋賀県

< 目次 >

1		
2	第1章 計画策定に関する基本的な考え方	3
3	1. 策定の趣旨	3
4	2. 計画の位置づけ	3
5	3. 計画の期間	4
6	4. 「SDGS」および「すまいる・あくしょん」との関係	4
7	第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題	6
8	1. 現状.....	6
9	2. 課題.....	27
10	第3章 基本理念と基本方針	29
11	1. 基本理念.....	29
12	2. 基本方針.....	29
13	3. 施策を進めるための7つのポイント	29
14	第4章 具体的な取組	31
15	1. 支援の流れ	31
16	2. 具体的な取組	32
17	第5章 計画の推進にむけて	48
18	1. 計画の推進体制	48
19	2. 基本計画の見直し	48
20	参考資料	49
21	1. 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革.....	50
22		

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1. 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

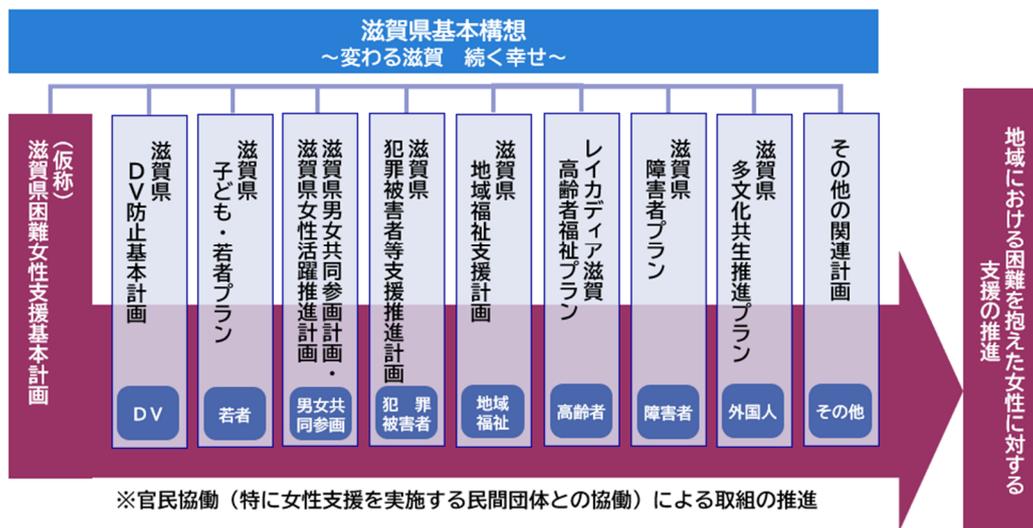
この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な状況にある女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すためのものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に基づき策定するものです。また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等と整合および連携を図りながら定めるものです。

なお、関連する個別法令等に基づく個別計画の取組については各計画に基づき着実な推進を図るものとします。

（参考）他の計画との関連イメージ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年（2028年度）までの5年間とします。

4. 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年（2030年）までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の行動目標と169のターゲットが定められています。

本計画では、17の行動目標のうち主に以下の行動目標に関する施策を展開し、SDGsの目標達成に貢献します。

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう	 8 働きがいも経済成長も	働きがいも 経済成長も
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられる まちづくりを
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正を すべての人に
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう		

「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」(令和2年(2020年)10月策定)とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人まで誰もが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。

 <p>01 正しい情報を 選んで伝える</p>	<p>子ども：感染症を正しく知って行動しよう おとな：正しい情報を選んで伝える</p>
 <p>02 子どもの声を聞いて 一緒に考える</p>	<p>子ども：今の気持ちを伝えよう おとな：子どもの声を聞いて一緒に考える</p>
 <p>03 心と身体の健康を支え 思いやりを育む</p>	<p>子ども：自分も周りの人も大切に おとな：心と身体の健康を支え思いやりを育む</p>
 <p>04 人とのつながりや 喜びを感じられる 居場所をつくる</p>	<p>子ども：頼れる人や場所を見つけよう おとな：人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる</p>
 <p>05 のびのびと遊び 育つための環境を守る</p>	<p>子ども：身体を動かしてしっかり遊ぼう おとな：のびのびと遊び、育つための環境を守る</p>
 <p>06 文化・芸術・自然・社会に 触れる体験を増やす</p>	<p>子ども：わくわく感動する気持ちを持とう おとな：文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす</p>
 <p>07 オンラインを活かすための 環境を整備する</p>	<p>子ども：オンラインを上手に活かそう おとな：オンラインを活かすための環境を整備する</p>

「(仮称) 滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」は、「SDGs」の達成および「すまいる・あくしょん」の推進を目指します。

※注意：現状のデータにおいて、全国の数値については令和3年度が最新となっているものがあるため、公表され次第令和4年度に更新予定です（文言含む）。

第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題

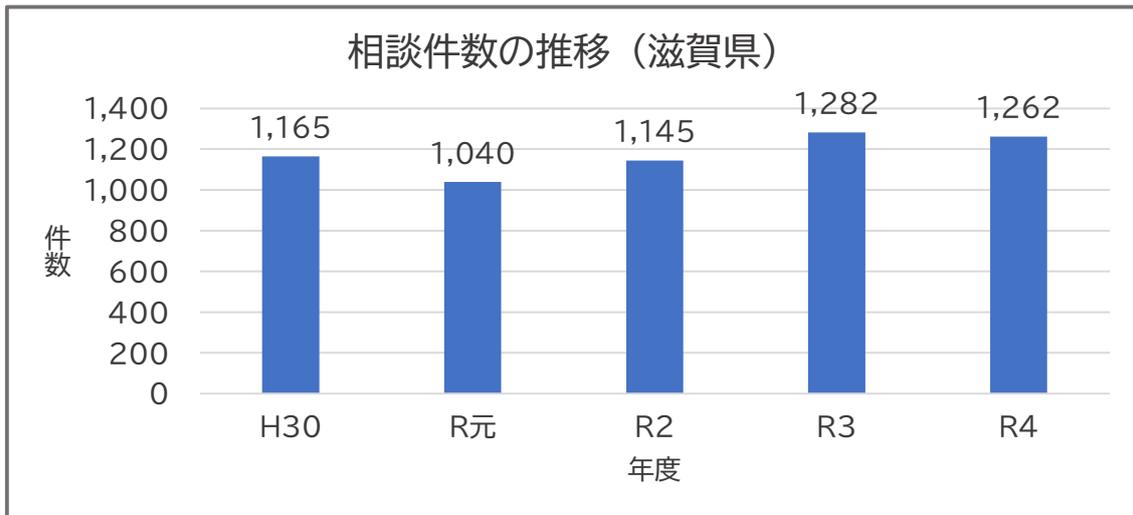
1. 現状

(1) 相談の状況について

① 女性相談支援センターにおける相談件数

<相談全体>

本県の女性相談支援センター¹における相談件数は平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の間、1,000～1,100件台を推移していましたが、令和3年度（2021年度）には1,200件台を超え、令和4年度（2022年度）においても高い数値を示しています。



（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

¹ 【女性相談支援センター】

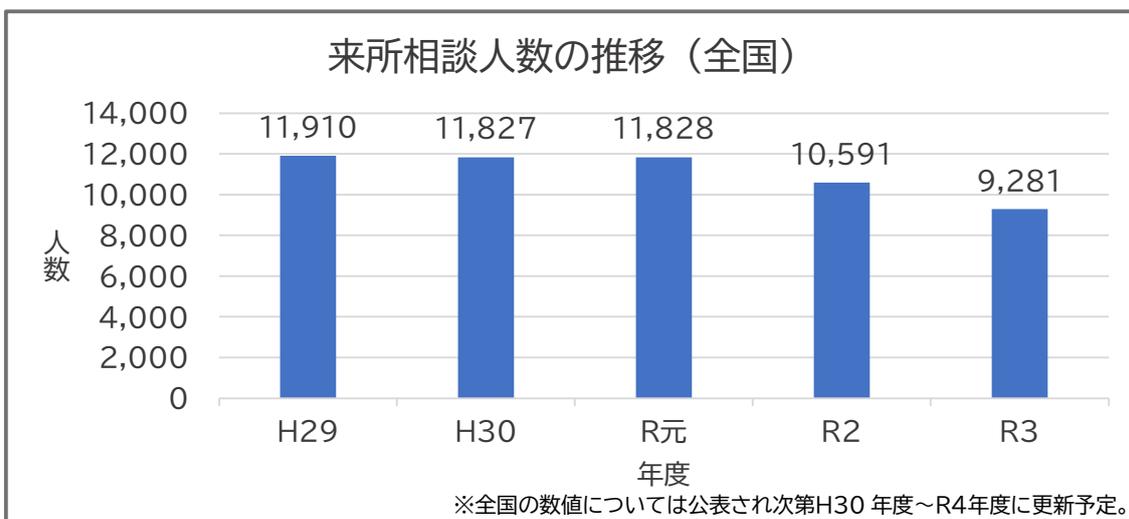
法第9条に規定される。①対象女性の立場に立った相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う。

1 <来所相談>

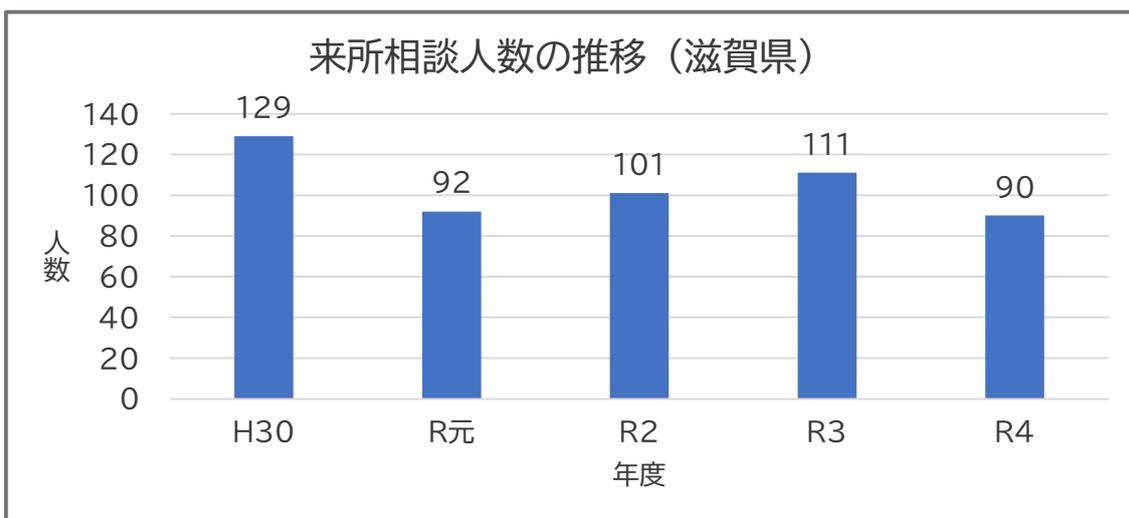
2
3 女性相談支援センターにおける相談のうち、来所による相談人数（一時保護
4 を含む）は、全国でも本県でも減少傾向にあります。

5 全国においては令和3年度（2021年度）に初めて10,000人を切りました。

6 本県においてもこの5年で減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）に女性
7 相談支援センターに来所相談に訪れた女性は90人で、平成30年度（2018年
8 度）と比較すると39件（30.2%）減少しています。



21 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)



34 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 来所相談において受け付けた相談内容について、令和3年度（2021年度）、
 2 全国では、「夫からの暴力」「子・親・親族からの暴力」「交際相手等からの暴力」
 3 の3つを合わせると、暴力被害の相談が全体の71.8%を占めています。

4 本県においても暴力被害の相談が占める割合は大きく、令和4年度（2022年
 5 度）における相談内容のうち、「夫からの暴力」を内容とする相談は来所相談
 6 全体の50件（55.6%）と最多を占めており、「夫からの暴力」「子・親・親族
 7 からの暴力」「交際相手等からの暴力」の3つを合わせると、全体の71.1%を暴
 8 力被害の相談が占めています。

9 (単位：件、()内%)

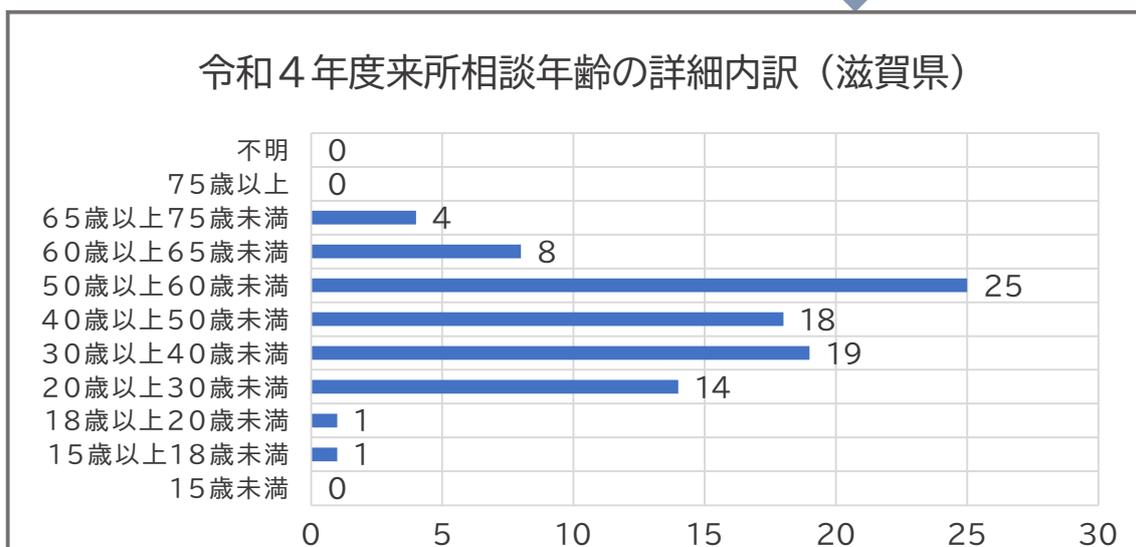
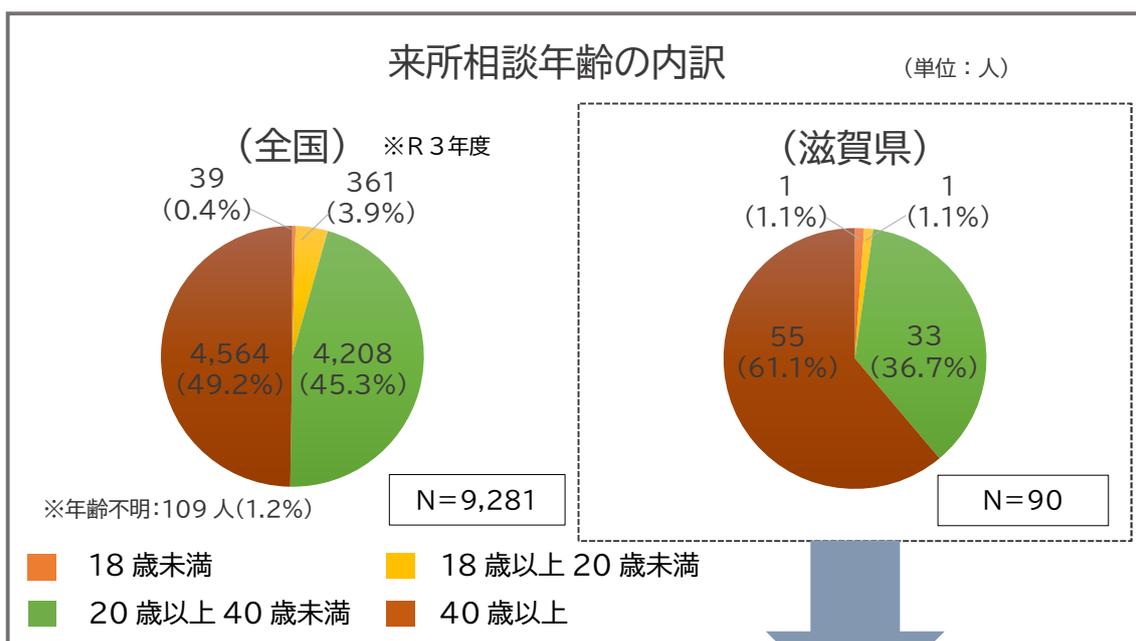
相談内容	国 (N=9,281) ※R3年度	滋賀県 (N=90)
夫からの暴力	5,371(57.9)	50(55.6)
子・親・親族からの暴力	1,034(11.1)	10(11.1)
交際相手等からの暴力	257(2.8)	4(4.4)
暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	1,187(12.8)	20(22.2)
男女・性の問題	112(1.2)	0(0)
その他の人間関係	506(5.5)	0(0)
住居問題・帰住先なし	504(5.4)	4(4.4)
医療関係	197(2.1)	0(0)
経済関係	113(1.2)	2(2.2)

10 全国：(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)

11 滋賀県：(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 全国において、令和3年度（2021年度）の来所相談人数 9,281 人のうち、
 2 40歳以上が4,564人（49.2%）、20歳以上40歳未満が4,208人（45.3%）、18
 3 歳以上20歳未満が361人（3.8%）で、18歳未満は39人（0.4%）でした。

4 本県においても同様の傾向が見られ、令和4年度（2022年度）の来所相談人
 5 数 90 人のうち、40歳以上が55人（61.1%）、20歳以上40歳未満が33人
 6 （36.6%）、18歳以上20歳未満が1人（1.1%）で、18歳未満も1人（1.1%）
 7 でした。



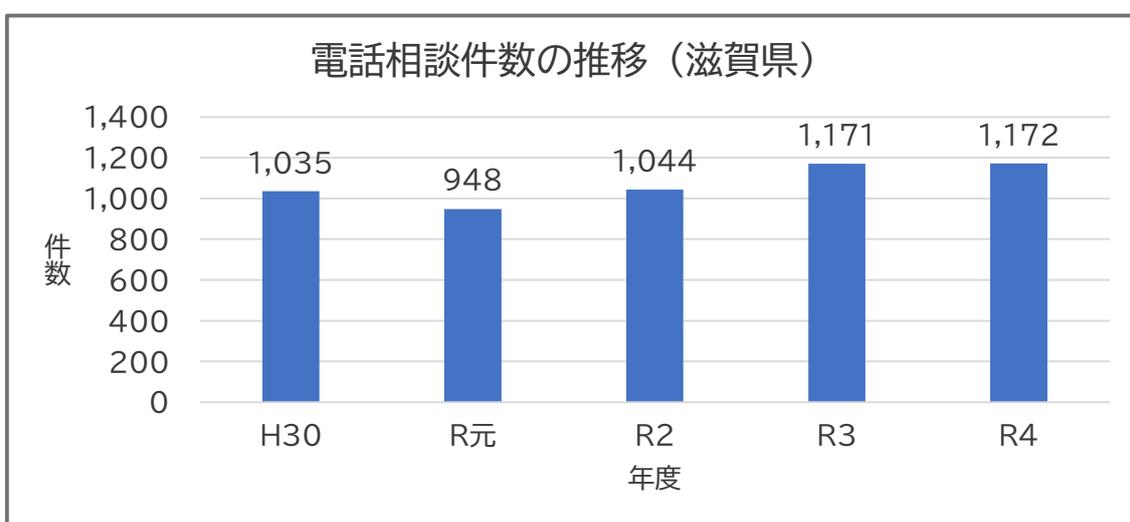
32 全国：(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)

33 滋賀県：(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 <電話相談>

2
3 女性相談支援センターにおける相談のうち、電話による相談件数について、
4 本県においては令和2年度（2020年度）以降は増加傾向にあり、令和4年度
5 （2022年度）の女性相談支援センターにおける電話相談は1,172件で令和元
6 年度と比較すると224件（23.6%）増加しています。

7 なお、令和4年度（2022年度）において女性相談支援センターが受け付けた
8 相談件数全体が1,262件であり、そのうちの1,172件が電話相談（92.9%）、
9 来所相談が90件（7.1%）であり、ほとんどを電話相談が占めています。

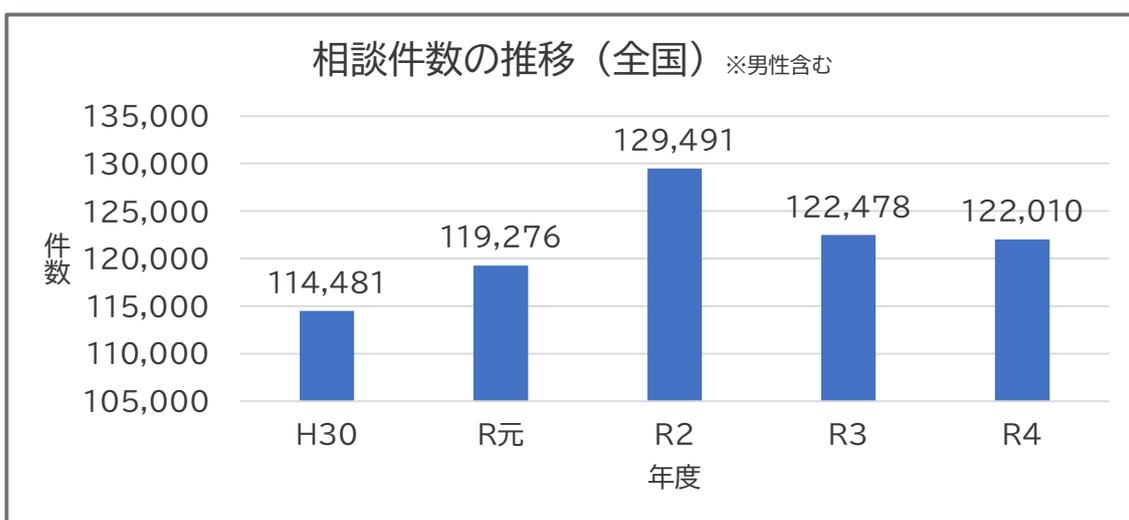


22 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

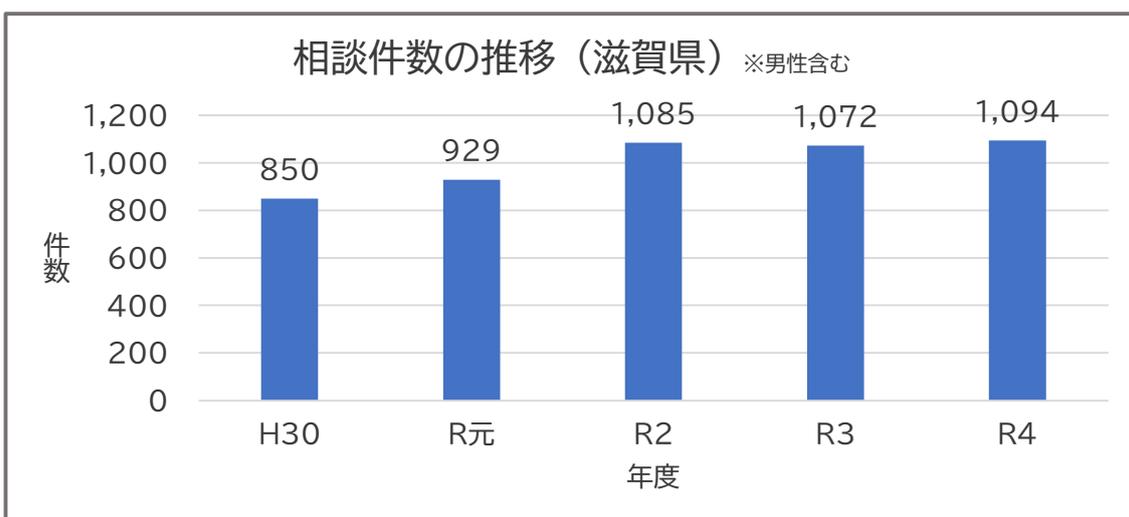
② 配偶者暴力相談支援センターにおける相談

全国の配偶者暴力相談支援センター²における相談件数は、令和2年度（2020年度）にコロナ禍の影響もあり過去最多となりましたが、令和3年度（2021年度）は122,478件、令和4年度（2022年度）は122,010件と同水準で推移しています。

県内3か所の配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター（中央、彦根）、男女共同参画センター）における令和4年度（2022年度）の相談件数は1,094件であり、過去最多となりました。



（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成）



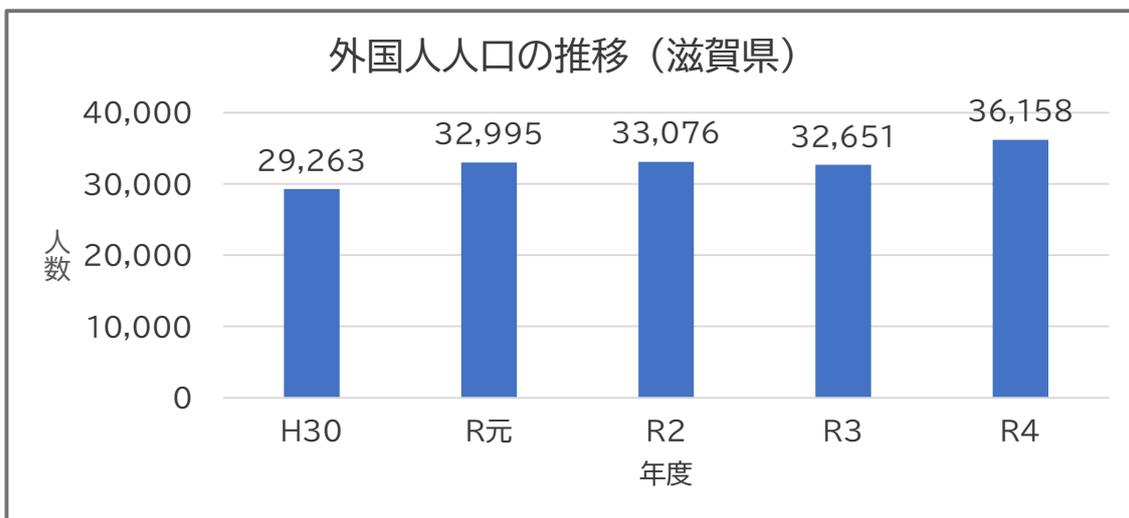
（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成）

² 【配偶者暴力相談支援センター】

DV防止法第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関。

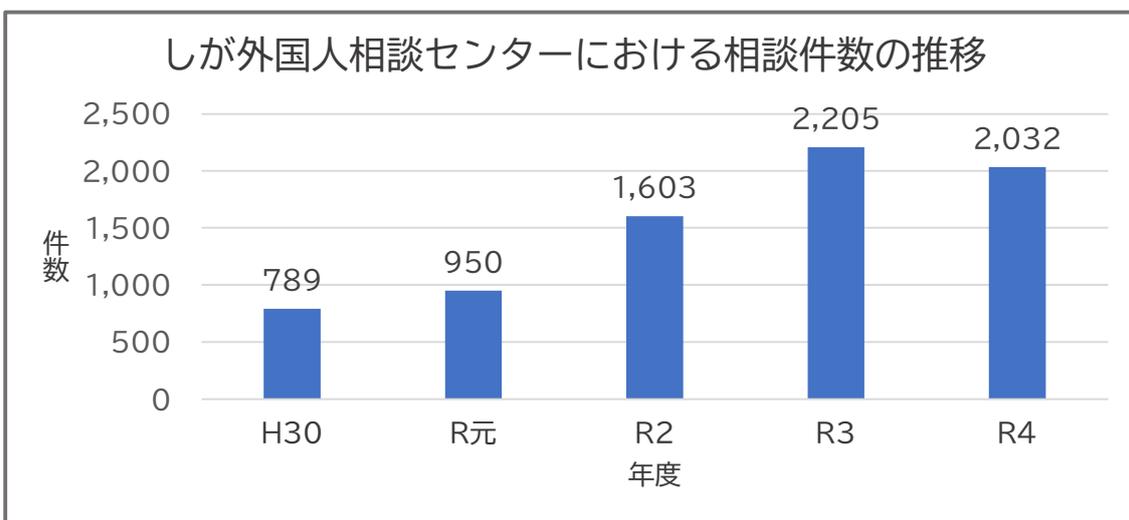
④ 外国人の相談件数

本県における外国人人口の推移は、年々増加の傾向にあり、令和4年度（2022年度）において人数は過去最多の数値を示しました。



（滋賀県総合企画部国際課「住民基本台帳における滋賀県内外国人人口」）

下の表はしが外国人相談センター⁴において対応された相談件数の推移です。令和4年度（2022年度）の相談件数は2,032件と平成30年度（2018年度）の約2.6倍の数値となっています。

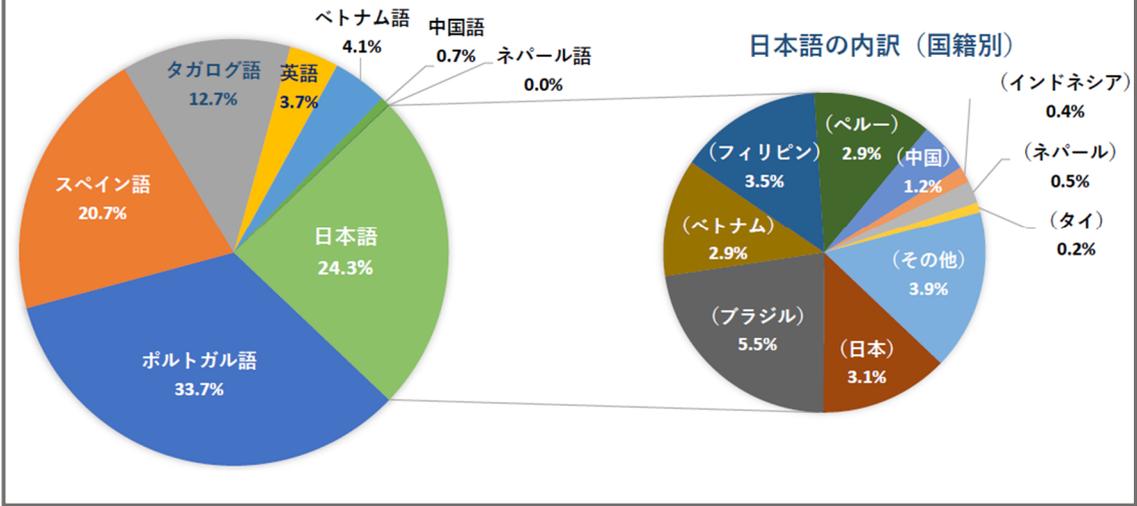


（公益財団法人）滋賀県国際協会「2022年度（令和4年度）しが外国人相談センター相談状況」

⁴ 【しが外国人相談センター】

しが外国人相談センターは、滋賀県に暮らす外国人のさまざまな相談に多言語で対応するために、（公財）滋賀県国際協会内に開設している相談センターである。

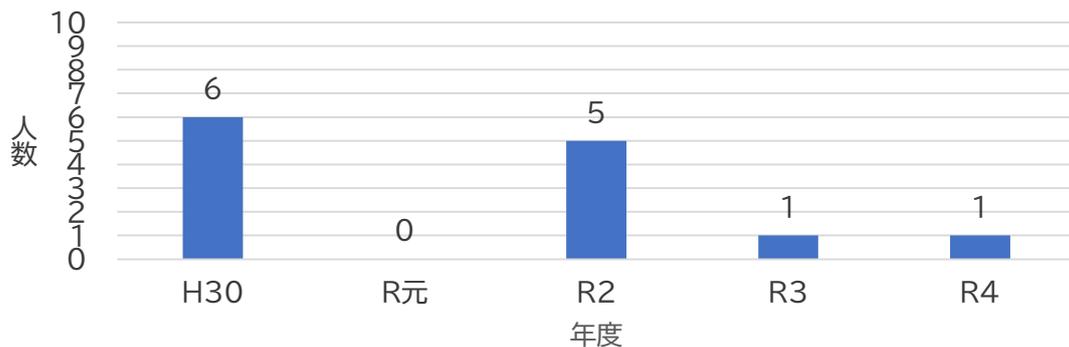
1 (参考) しが外国人相談センターにおける言語別相談件数



12 ((公益財団法人) 滋賀県国際協会「2022年度(令和4年度)しが外国人相談センター相談状況」)

14
15 一方、女性相談支援センターが受け付けた相談における外国人の来所相談人
16 数はこの5年間一桁台を推移しています。令和4年度(2022年度)において
17 は、全体の来所相談人数90件のうち1件(1.1%)でした。

19 女性相談支援センターが受け付けた
20 外国人の来所相談人数の推移(滋賀県)



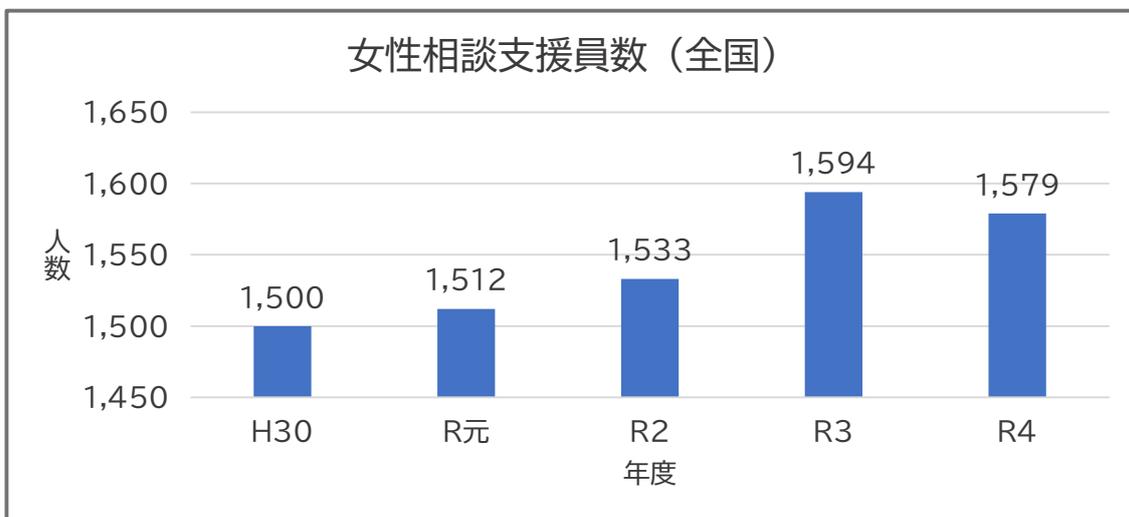
29 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 (2) 女性相談支援員について

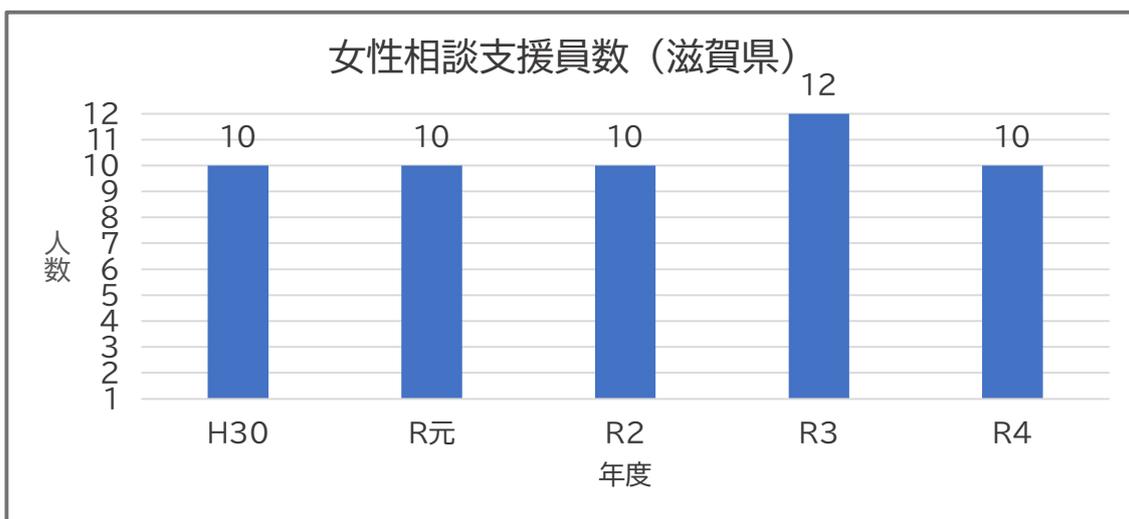
2
3 女性相談支援員⁵は、都道府県および市から委嘱され、夫等からの暴力をは
4 じめとした女性のさまざまな相談に対応しています。

5 全国における女性相談支援員の人数は令和4年度（2022年度）において
6 1,579人でした。これまで女性相談支援員数は毎年少しずつ増加してしま
7 したが、令和4年度（2022年度）、初めて減少が見られました。

8 本県における女性相談支援員の人数はこの5年間でほぼ横ばいとなってい
9 ます。



12
13
14
15
16
17
18
19
20 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)

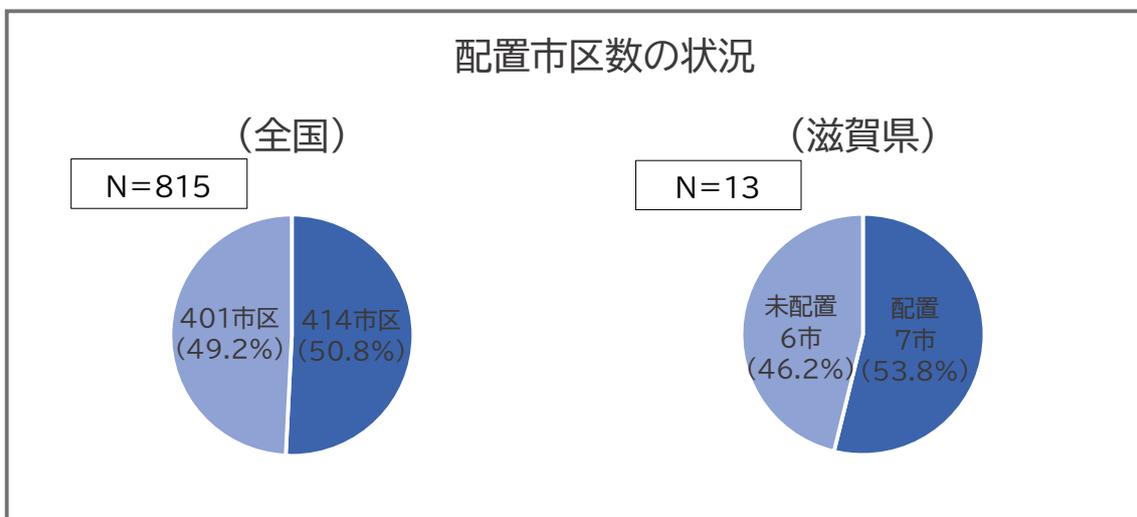


23
24
25
26
27
28
29
30
31
32 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

33 ⁵【女性相談支援員】

法第11条に規定される。困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮することとされる。

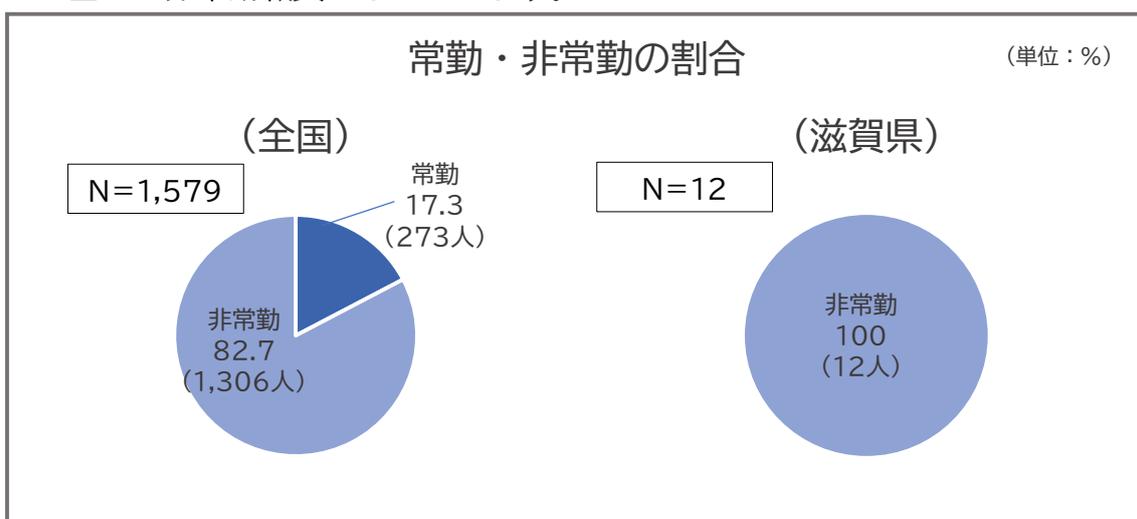
1 女性相談支援員の配置状況について、令和4年度（2022年度）、全国におい
 2 ては全815市区のうち、414市区（50.8%）において女性相談支援員が配置さ
 3 れています。本県においても13市のうち、7市（53.8%）において配置され
 4 ており、全国と同水準の配置状況となっています。



15 全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

16 滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

18 女性相談支援員の常勤・非常勤の割合について、令和4年度（2022年度）、
 19 全国においては総数1,579人のうち、273人（17.3%）が常勤で、1,306人
 20 （82.7%）は非常勤となっています。常勤の配置は特定の都道府県に偏ってい
 21 る現状があります。なお、令和4年度（2022年度）、本県においては総数12人
 22 の全てが非常勤職員となっています。



33 全国：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成）

34 滋賀県：（厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成）

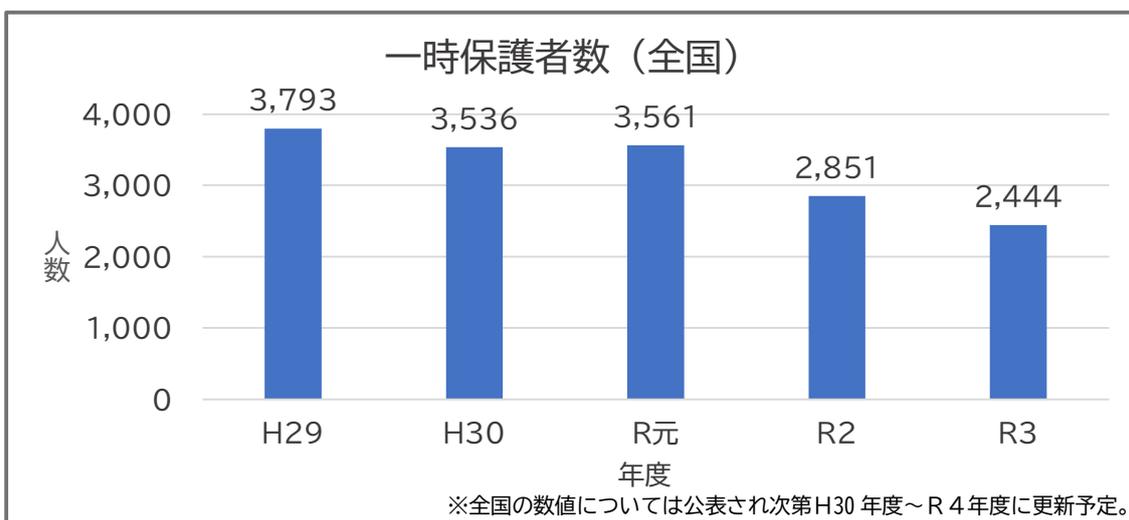
1 (3) 一時保護について

2 3 <一時保護全体>

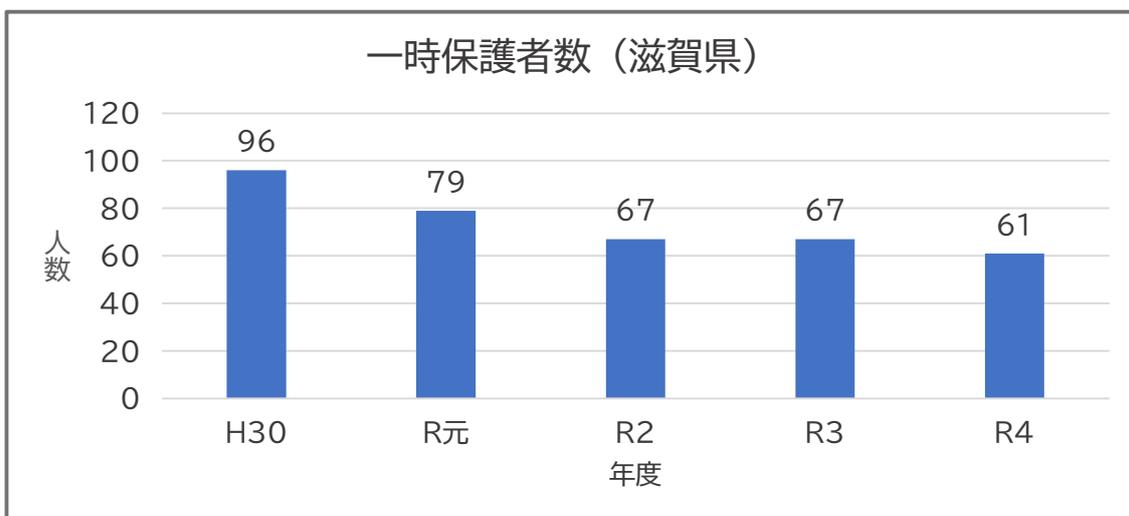
4
5 女性相談支援センターにより一時保護された女性の人数は年々減少してい
6 ます。

7 令和3年度（2021年度）中に全国において女性相談支援センターにより一
8 時保護された女性は2,444人（実人数）で、令和2年度（2020年度）から407
9 人（14.3%）減少しました。

10 本県においてもこの5年間で減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）にお
11 いては過去最少の数値でした。



23
24 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)



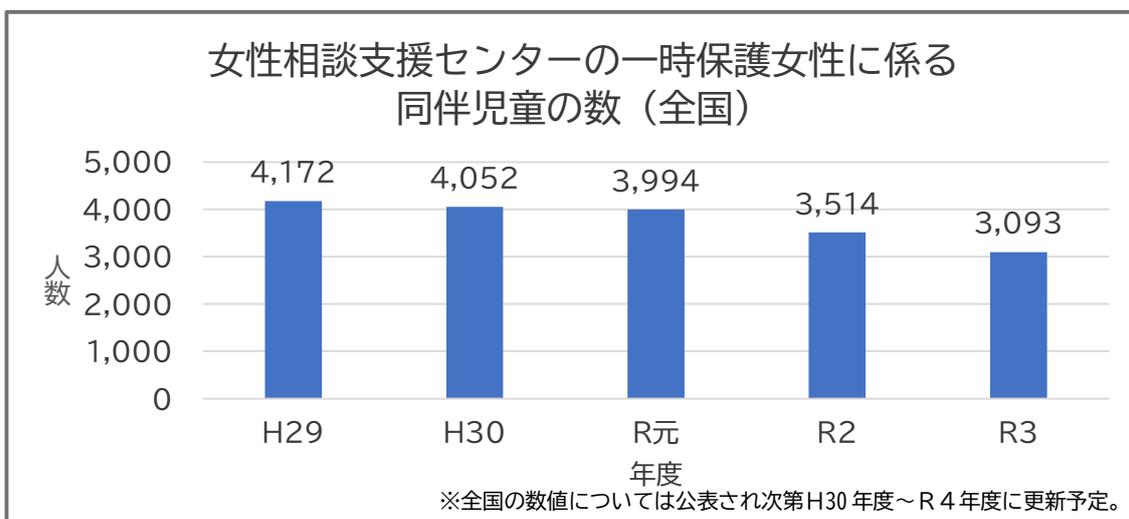
36 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 <同伴児童の人数>

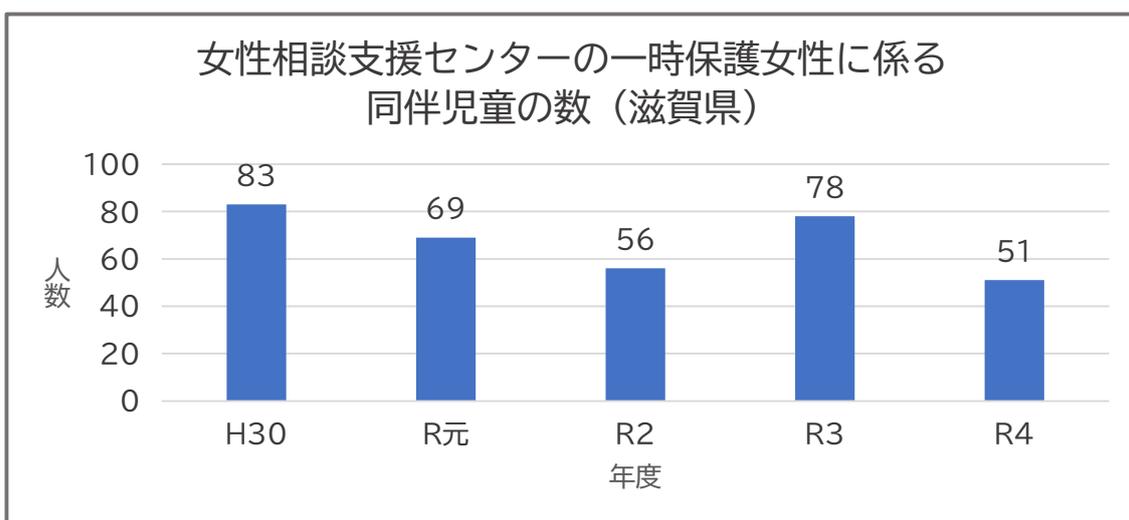
2
3 女性相談支援センターにより保護された女性に同伴する児童の人数について
4 ても減少が見られます。

5 令和3年度（2021年度）全国において同伴児童の人数は3,093人で令和2
6 年度（2020年度）から421人（12.0%）減少しました。

7 本県においては平成28年から100人を切り、令和4年度（2022年度）にお
8 いては過去最少の数値でした。



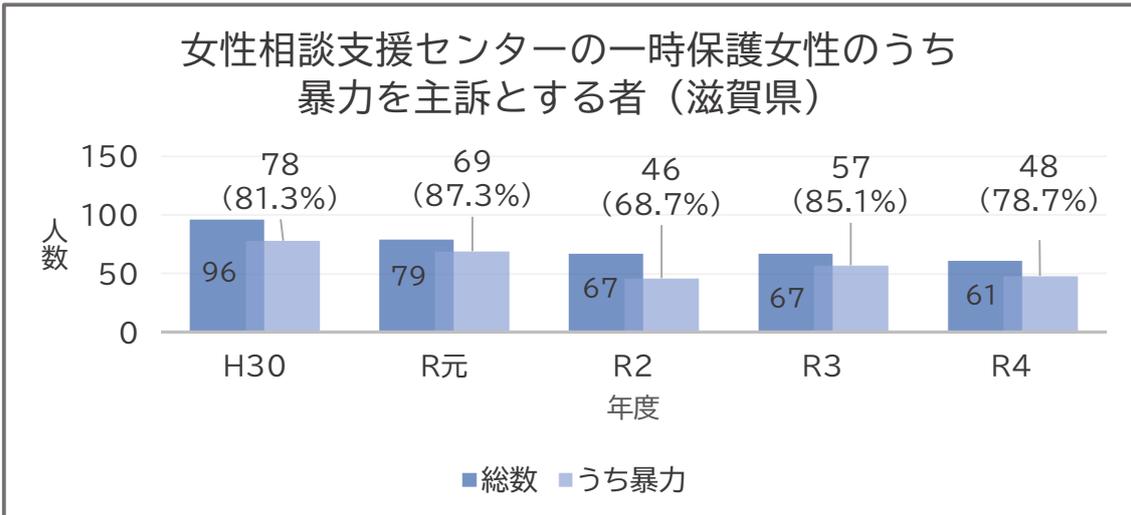
21 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)



33 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 <うち暴力により一時保護された割合>

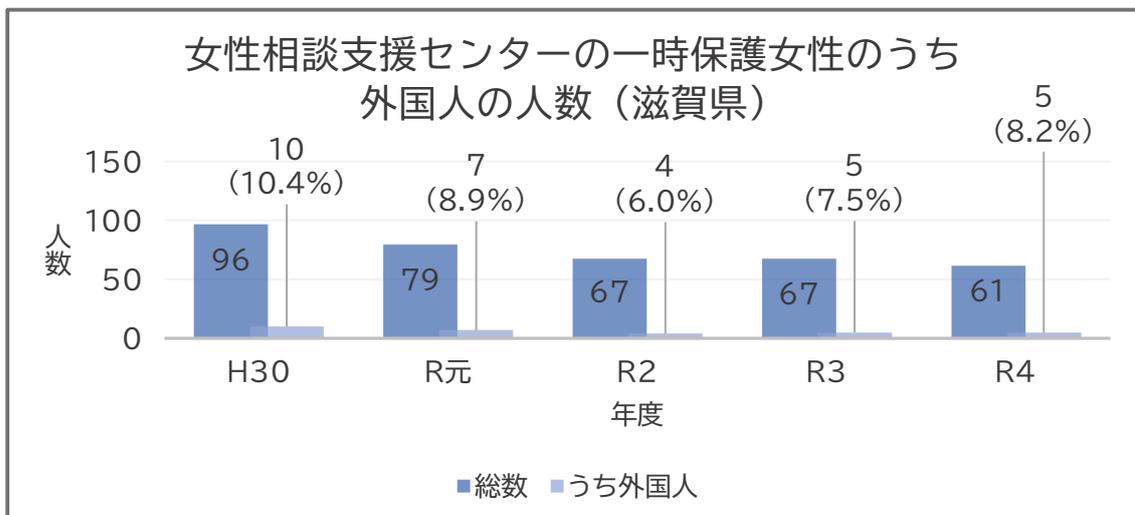
2
3 女性相談支援センターにより一時保護された女性のうち、暴力を主訴とする割合は本県において非常に高い傾向にあり、令和4年度（2022年度）、総数
4 61人のうち暴力を主訴とする女性は48人で全体の78.7%を占めています。
5
6



18 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

19 <外国人の一時保護の割合>

20
21 本県において令和4年度（2022年度）に一時保護された女性のうち、外国人
22 女性は5人で、総数61人のうち8.2%を占めています。なお、保護理由は全
23 て暴力被害によるものでした。
24

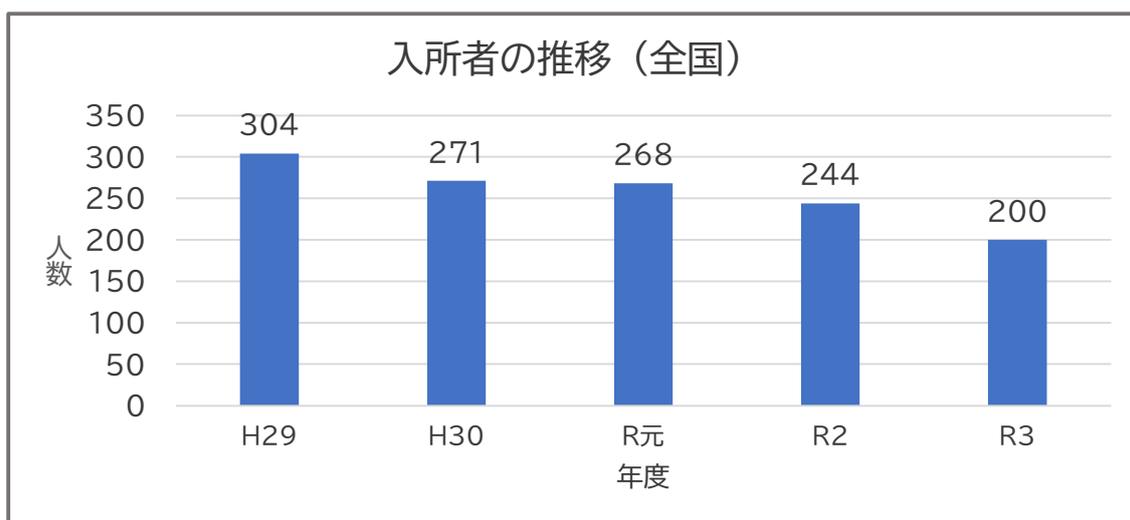


36 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 (4) 女性自立支援施設の状況について

2
3 女性自立支援施設⁶の入所者数は年々減少しています。

4 令和3年度(2022年度)における全国の女性自立支援施設の入所者は200人
5 で平成24年度(2012年度)(411人)からは半数以下となっています。



18 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」から作成)

19
20 なお、本県の入所者は平成25年度(2013年度)以降毎年0人となっていま
21 す。

33

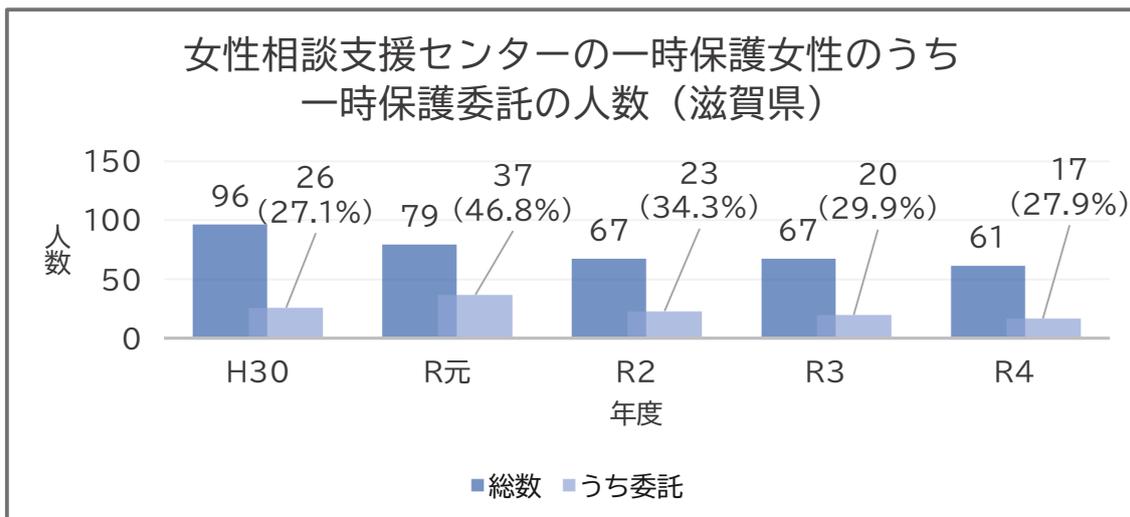
⁶ 【女性自立支援施設】

法第12条に規定される。困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う(同伴児童の学習・生活も支援)。

1 **(5) 民間団体等との連携の状況**

2
3 令和5年4月1日時点で、女性相談支援センターの一時保護の委託を行っている民間団体等は1か所となっています。

4
5 なお、令和4年度（2022年度）の一時保護委託された女性は17人で女性相談支援センターで一時保護された女性61人のうち27.9%を占めています。



12
13
14
15
16
17
18 (厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

1 **(6) その他、困難な状況を示すデータ**

2
3 女性が女性であることにより置かれる困難な状況は多岐にわたります。

4 本県においても、高齢者や障害者への虐待等、女性が男性に比べ暴力や虐待
5 の被害に遭遇しやすい状況にあることがデータから見受けられます。

6 また、男性に比べ窃盗により検挙される割合が高いこと、コロナ禍において
7 自殺者のうち女性の占める割合が増加していることやストレス不安を抱えて
8 いる女性が多いこと等も特徴的です。

9
10 **① 高齢者虐待の状況**

11
12 **<滋賀県における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関す
13 る法律(高齢者虐待防止法)」に基づく対応状況>**

14
15 (単位：人)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
養護者による 被虐待者数	366	358	378	393	312
養介護施設従 事者等による 被虐待者数	20	17	10	12	7

1 <被虐待者数のうち女性が占める割合>

2

			男性	女性	合計
H29	養護者による虐待	人	95	271	366
		割合(%)	26.0	74.0	100.0
	養介護施設従事者等による虐待	人	8	12	20
		割合(%)	40.0	60.0	100.0
H30	養護者による虐待	人	90	268	358
		割合(%)	25.1	74.9	100.0
	養介護施設従事者等による虐待	人	5	12	17
		割合(%)	29.4	70.6	100.0
R元	養護者による虐待	人	105	273	378
		割合(%)	27.8	72.2	100.0
	養介護施設従事者等による虐待	人	3	7	10
		割合(%)	30.0	70.0	100.0
R2	養護者による虐待	人	96	297	393
		割合(%)	24.4	75.6	100.0
	養介護施設従事者等による虐待	人	4	8	12
		割合(%)	33.3	66.7	100.0
R3	養護者による虐待	人	91	221	312
		割合(%)	29.2	70.8	100.0
	養介護施設従事者等による虐待	人	2	5	7
		割合(%)	28.6	71.4	100.0

3

4

(医療福祉推進課「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について」)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

② 障害者虐待の状況

<滋賀県における「障害者虐待防止法」に基づく対応状況>

(単位：人)

種別	H29	H30	R元	R2	R3
養護者による被虐待者数	72	71	65	67	89
障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	16	39	17	19	34

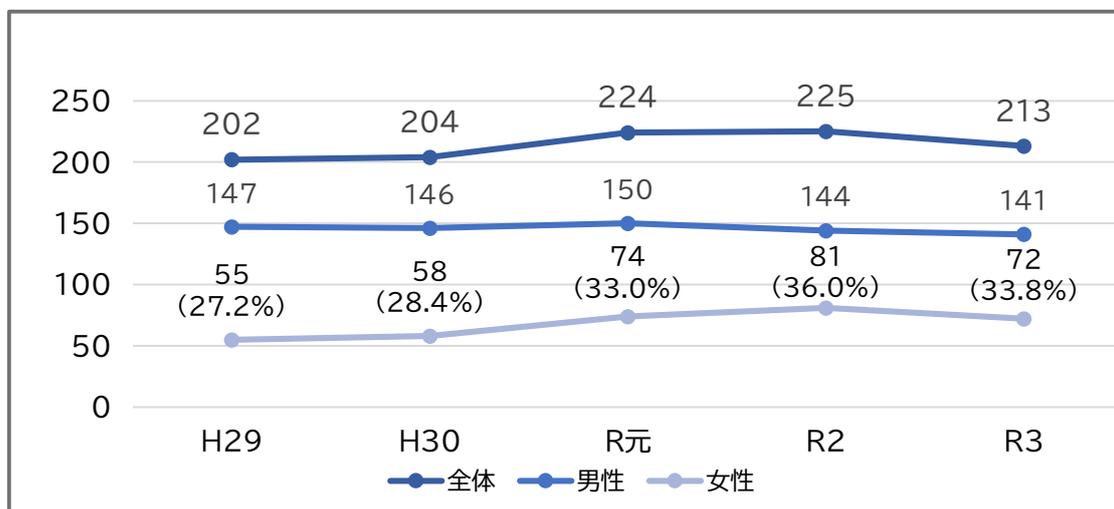
<被虐待者数のうち女性が占める割合>

			男性	女性	合計
H29	養護者による被虐待者数	人	27	45	72
		割合(%)	37.5	62.5	100.0
	障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	人	9	7	16
		割合(%)	56.2	43.8	100.0
H30	養護者による被虐待者数	人	18	53	71
		割合(%)	25.4	74.6	100.0
	障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	人	21	18	39
		割合(%)	53.8	46.2	100.0
R元	養護者による被虐待者数	人	21	44	65
		割合(%)	32.3	67.7	100.0
	障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	人	13	4	17
		割合(%)	76.5	23.5	100.0
R2	養護者による被虐待者数	人	29	38	67
		割合(%)	43.3	56.7	100.0
	障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	人	13	6	19
		割合(%)	68.4	31.6	100.0
R3	養護者による被虐待者数	人	39	50	89
		割合(%)	43.8	56.2	100.0
	障害者福祉施設従事者等による被虐待者数	人	22	12	34
		割合(%)	64.7	35.3	100.0

(障害福祉課「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について」)

③ 自殺の状況

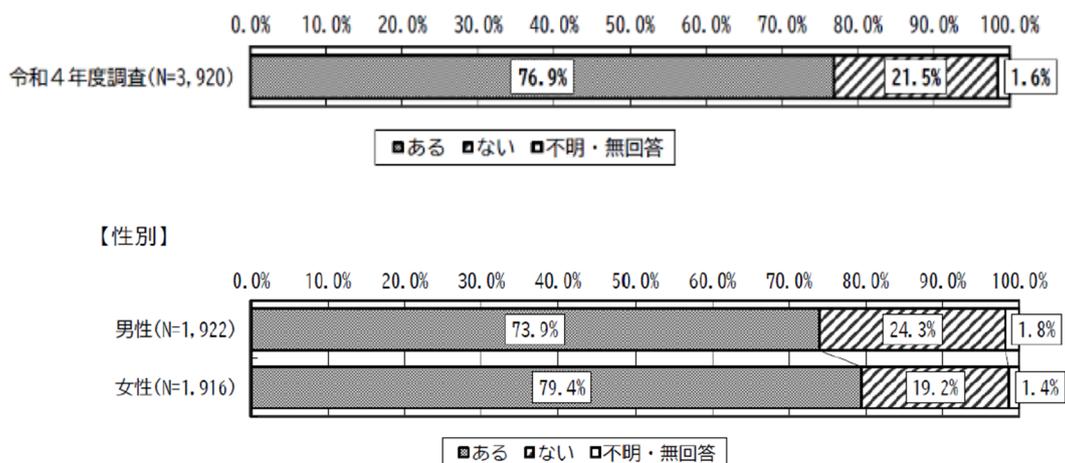
<自殺者数の年次推移>



(「滋賀県自殺対策計画」より作成)

④ 新型コロナウイルス感染症拡大禍の状況

<新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるストレスや不安の有無>



(「滋賀県自殺対策計画」より)

⑤ 犯罪の状況

<罪種別検挙人員(少年を除く)>

令和3年度		総数		初犯者・再犯者別			
				初犯者		再犯者	
			うち女性		うち女性		うち女性
刑法犯総数		1,665	368	888	211	777	157
	うち)凶悪犯	2%	2%	2%	2%	2%	1%
	うち)粗暴犯	20%	7%	21%	9%	19%	4%
	うち)窃盗犯	54%	72%	49%	67%	59%	80%
	うち)知能犯	11%	10%	13%	12%	8%	6%
	うち)風俗犯	3%	0%	4%	0%	2%	0%

(罪種別検挙人員(犯行時年齢が20歳以上のもの)(滋賀県))

出典：大阪矯正管区の統計による。

1
2
3
4

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

2. 課題

- 幅広い年齢層の支援対象者が早期に支援に結び付くため、電話相談や来所相談だけでなく、さまざまな方法での相談が可能となるよう相談体制を充実させることが必要です。
- 本県においては外国人人口が多く、「しが外国人相談センター」における相談件数が多い状況にある一方で、女性相談支援センターにおける外国人の相談件数は少ない状況にあります。困難な状況にある女性を早期に把握し、支援に繋げるための更なる連携・協力が必要です。
- 支援を必要としながらも相談に繋がりにくい支援対象者には、民間団体等の特色である柔軟性のある支援が期待されますが、民間団体等の把握ができていないことから、その掘り起こしが必要です。また、人材や運営資金の確保が困難な民間団体等や、民間団体等が少ない地域もあることから、さまざまな支援が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症流行の影響により自殺、生活困窮、DV等のさまざまな社会問題が顕在化している中、地域で孤独・孤立状態にある人に必要な支援や居場所を切れ目なく提供していくことが必要です。
- 暴力被害など安全・安心を脅かす相談が増加していることから、配偶者暴力相談支援センターや警察、弁護士等の関係機関との更なる連携が必要です。
- 女性相談支援員の配置について、本県では約半数の市で未配置であるほか、配置している市においても非常勤職員が担っている状況であり、雇用形態の不安定さから離職される方が多い現状があります。
- 女性相談支援センターにおける相談件数は増加しているものの、一時保護件数については減少が続いています。減少の背景の一つとして、支援対象者から「ルールが厳しいため入所をためらう」という声もあることから、支援への抵抗感を低減させる工夫や取組が必要です。

- 1 ○ 被害からの回復には、安全・安心できる環境に身を置くことや生活の安定
2 が重要であるとともに、その時々状況に応じて、適切な情報提供や支援
3 が必要となるため、関係機関とのネットワーク構築を一層充実させること
4 が必要です。
- 5
- 6 ○ 幼少期の被虐待経験や性被害経験を持つ支援対象者に対しては、心理面に
7 配慮した支援が必要であることから、支援対象者の状況に応じた専門的な
8 支援の提供が必要です。
- 9
- 10 ○ 本県の女性自立支援施設は、保護を目的とする一時保護所と同一建物内に
11 あることから、就労支援など外出を伴う自立に向けた支援が困難な状況に
12 あります。
- 13
- 14 ○ 同伴児童については、一時保護所や女性自立支援施設の入所中においても
15 教育の機会を確保する必要があります。また、これらの施設を退所してか
16 らも地域で安定した生活が送れるよう支援する必要があります。
- 17
- 18 ○ 一時保護所や女性自立支援施設を退所したあとの就労や住居確保に困難
19 があるケースがあることから、関係機関や民間団体等との連携を図りなが
20 らさまざまな支援を継続していく必要があります。
- 21
- 22 ○ 近年、生活費や遊興費等を稼ぐため売春を行う若年層がいることについて
23 課題となっており、その対応について検討する必要があります。
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

～すべての女性が幸せを実感できる滋賀～

女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、
女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす

2. 基本方針

- 早期からの切れ目のない支援体制の強化
- 多様化する支援対象者のニーズに応じたきめ細かな支援の提供
- 自立を見据えた関係機関との連携強化

3. 施策を進めるための7つのポイント

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制充実
- ② 民間団体等との協働
- ③ 関係機関との連携体制の強化
- ④ 支援調整会議（各地域における支援体制）の設置運営
- ⑤ 教育・啓発の充実
- ⑥ 人材育成・研修の充実
- ⑦ 調査研究等の推進

1 ★ 施策体系表



第4章 具体的な取組

1. 支援の流れ

これまでの取組や課題を踏まえたうえ、支援の流れの順に8つに分類し、具体的な支援を行います。

支援 の 流 れ	① 早期把握	困難な状況にある女性が 早期に相談につながるための環境づくりの推進
	② 居場所づくり	行政の相談窓口にとどり着けない女性へ 居場所の提供
	③ 相談支援	支援対象者の多様なニーズに応じるための 相談実施体制の強化
	④ 一時保護	支援対象者の多様なニーズに応じるための 一時保護実施体制の強化
	⑤ 被害回復支援	医療機関等の専門機関への相談・連携、 心理療法の実施
	⑥ 生活支援	一時保護等のあとの 中長期的な支援体制の確保
	⑦ 同伴児童等への支援	支援対象者の同伴児童に対する 適切な支援の実施
	⑧ 自立支援・アフターケア	地域社会で生活するための自立支援の実施

困難な状況にある女性の支援を通じて、
男性も含めた誰もが暮らしやすい持続可能な社会を実現

2. 具体的な取組

(1) 早期把握

① 支援対象者の早期把握に向けた広報・啓発

<支援対象者への広報・啓発>

- 相談内容に応じた支援が受けられるよう相談機関を一覧にするなど明確にし、カードやリーフレット、ホームページやSNSなどさまざまな広報媒体を通じて広く啓発を行います。

<関係機関との連携による広報・啓発>

- 支援対象者の目に留まりやすく、情報を自然に入手しやすい場所での啓発を行うために、県内の病院、公共トイレ等の他、美容院やコンビニエンスストア、ショッピングセンターなどさまざまな企業とも広く連携をし、カードやリーフレットの配架を依頼します。
- 関係機関と連携し、多言語に翻訳した啓発カードやリーフレット、点字カード等を作成することで、外国人や障害者等の支援対象者に対する啓発に取り組みます。
- 暴力被害や性被害を受けた支援対象者を発見しやすい立場にある犯罪被害者相談窓口や医療機関との連携を円滑に進めるため、関係機関に對おける対応リーフレットを作成します。

② 社会認識の醸成

- 「若年層の性暴力被害予防月間⁷」(毎年4月)の機会をとらえ、AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酔わせて性的行為を強要、SNSを利用した性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等のさまざまな若年層への性暴力被害の予防について広報啓発を推進します。

⁷ 【若年層の性暴力被害予防月間】

内閣府等が主体となり、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、広報・啓発を集中的に実施している。

- 1 ○ 「女性に対する暴力をなくす運動⁸」期間（11月12日～25日）を一つの
2 機会ととらえ、市町、民間団体等その他の関係機関との連携、協力の下、
3 社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層
4 強化します。
- 5
- 6 ○ 犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、保護観察所や更生保護民間
7 協力者等と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について
8 理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない
9 地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動⁹」を推進します。
- 10
- 11 ○ 地域や学校、家庭等において、人権教育、DV防止および男女共同参画
12 の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発資料の提供を
13 行うとともに、出前講座等を実施します。
- 14
- 15 ○ 学校等において性に関する正しい知識の啓発、生命の大切さを実感する
16 体験学習、自分自身の健康管理の必要性を理解するための健康教育
17 を実施します。

③ 各種相談窓口等との連携

- 21 ○ 相談窓口を設置している関係機関と女性相談支援センターの連携を強
22 化するために、各機関の相談員を対象とした合同研修や共同の会議を
23 開催し、相談員間の連携を図ります。
- 24
- 25 ○ 早期から適切な支援を実施できるよう県・市町の障害福祉担当課、高齢
26 福祉担当課や児童福祉担当課、外国人支援担当課等関係機関と更なる
27 連携を進めていきます。

⁸ 【女性に対する暴力をなくす運動】

都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的として行われる運動。

⁹ 【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

1 (2) 居場所づくり

2
3 ① 支援対象者に対するアウトリーチ

- 4
5 ○ 支援対象者やその家族が孤立しないよう民生委員・児童委員等が、福
6 祉・子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等と
7 のつなぎ役を行います。

8
9 ② 相談支援の実施

- 10
11 ○ 孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性に寄り添い、社会とのつ
12 ながりを回復することを目的として、不安を抱える女性に寄り添った
13 相談支援事業を実施します。

14
15 ③ 民間団体等との連携

- 16
17 ○ 悩みや不安を抱える女性が気軽に集える居場所を提供する民間団体等
18 の調査・掘り起こしを行うとともに、県内に点在する民間団体等を一覧
19 にし、支援対象者がそれぞれのニーズに応じた団体へつながることが
20 できるよう進めていきます。
- 21
22 ○ 外部有識者等を含めた支援調整会議等を通じて、管内地域において協
23 働して女性支援を行う民間団体等とのネットワークの構築を図ります。
- 24
25 ○ 孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実
26 施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等
27 の取組を支援します。
- 28
29
30
31
32
33
34
35
36

1 (3) 相談支援

2 3 ① 相談支援体制の充実

4 5 <女性相談支援センターにおける相談機能の充実>

- 6
- 7 ○ 支援対象者の心身の健康状態や思いに応じて情報提供を行うとともに、
8 関係機関と連携して支援し、必要に応じて各市町窓口や医療機関、裁判
9 所等において手続きを行う際に同行します。
 - 10
 - 11 ○ 支援対象者に向けて、離婚や親権、借金などさまざまな相談に対して、
12 弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的
13 に行います。
 - 14
 - 15 ○ 支援対象者や同伴する家族の個々の状況に応じて心理療法担当職員に
16 によるカウンセリングを実施し、自立に向けた支援の強化を図ります。

17 18 <若年女性等に対する相談環境の整備>

- 19
- 20 ○ 若年女性のコミュニケーション手段として広く普及しているLINE
21 による相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった若年女性が
22 相談しやすい環境を整えていきます。
 - 23
 - 24 ○ 思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力などのさまざまな理由により、
25 妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近
26 な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援
27 を実施し、支援機関につなぐ体制を整備することを目的とした相談窓
28 口を開設します。

29 30 <外国人に対する相談環境の整備>

- 31
- 32 ○ 外国人である支援対象者からの相談に対し、的確で正確な通訳対応が
33 できるよう、通訳者を派遣したり、各市町外国人相談窓口や各市町国際
34 交流協会などの関係団体と連携することにより、外国人被害者の相談
35 体制の充実を図ります。

- 1 ○ 在留資格や離婚等の問題を有する支援対象者に対しては、入国管理局
2 や家庭裁判所、法律事務所等と連携を図り自立支援のための情報提供
3 を図ります。

4
5 **<障害者に対する相談環境の整備>**

- 6
7 ○ 障害者である支援対象者に必要な支援を提供するために、各市町障害
8 福祉課等の関係機関と連携を密に図ります。
- 9
10 ○ 聴覚障害や言語障害を持つ支援対象者からの相談に配慮し、電話だけ
11 でなく、FAXまたは電子メールによる相談にも対応します。また、点
12 字・音声、手話等による支援制度の紹介や、自立支援のための情報提供
13 を図ります。
- 14
15 ○ 車椅子を利用する支援対象者が女性相談支援センターに来所する際、
16 安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を進めます。

17
18 **<性暴力被害者に対する相談環境の整備>**

- 19
20 ○ 必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体
21 等のカウンセリング窓口等を紹介します。また、民間団体等と連携し、
22 被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。

23
24 **<ひとり親に対する相談環境の整備>**

- 25
26 ○ ひとり親家庭総合サポートセンター¹⁰において、母子家庭、寡婦等のひ
27 ひとり親家庭の悩みや困りごとなどさまざまな相談に対して、専門の相
28 談員が各地域の福祉事務所や市町の福祉担当課、各種の支援機関など
29 とも連携しながら、サポートします。

30
31
32
33

¹⁰ 【ひとり親家庭総合サポートセンター】

母子家庭、父子家庭、寡婦のための総合相談窓口。ひとり親家庭の悩みや困りごとなど様々な相談に対して、専門の相談員がアドバイスし、サポートを行う。

② 相談員の資質向上に向けた研修等の実施

- 相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、女性相談対応マニュアル等を提供するとともに、女性相談対応の専門性を高め、相談対応の質の向上を図るための専門研修を実施します。
- 女性相談支援センターは、女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的実施し、専門的な助言を行うことによって、女性相談支援員による支援の質の向上を図ります。
- 市町のさまざまな相談業務に関わる職員、裁判所調停委員、民生委員児童委員、弁護士、医療保健関係者等で支援対象者を発見したり、支援対象者から相談を受けたりする立場にある者を対象に、支援対象者に対して適切な対応がとれるよう、研修や啓発を行います。
- 相談窓口を設置している関係機関と女性相談支援センターの連携を強化するために、各機関の相談員を対象とした合同研修を実施します。

③ 女性相談支援員の配置の促進

- 女性相談に係る専門的な視点を有する女性相談支援員の配置を進めるため、市町との合同会議の場や研修の場において女性相談支援員の必要性について周知するとともに配置に向けた助言を行います。
- 単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検討します。

④ 苦情の適切かつ迅速な処理

- 女性相談支援センターに、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情を解決する体制を整備するとともに、苦情解決の仕組みの施設内掲示等により利用者への周知が図られるなど苦情が申し出やすく、迅速に解決されるよう図ります。

1 (4) 一時保護

3 ① 緊急時の安全確保

5 <安全確保体制の確立>

- 7 ○ 加害者が被害者を追ってくる等、被害者へ危害が及ぶ恐れがある場合は、必要に応じ、一時保護所に警備員を配置し、被害者の安全確保を図ります。
- 11 ○ 支援対象者の中には命の危険にさらされる等の危険な状況にある者もおられ、徹底した情報の管理が必要となるため、支援者を対象とした情報管理等の研修を実施します。

15 <通報に対する適切な対応>

- 17 ○ 配偶者暴力相談支援センターは、通報があり、被害者に危害が及ぶと考えられる場合、警察や市町、福祉事務所と連携・協力のうえ、速やかに一時保護を実施するなど、適切な対応を行います。
- 21 ○ 被害者が自宅や地域で生活を継続する場合は、市町や警察と連携しながら被害者の見守りを行います。
- 24 ○ 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

27 <関係機関との連携>

- 29 ○ 支援対象者の状況によって、遠隔地への避難が必要な場合、適切な保護が実施できるよう他の自治体との連携を図ります。

32 ② 一時保護体制の充実

- 34 ○ 精神科医や心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、個々の状況に応じた適切な支援に努め、入所者の緊張と不安を和らげます。

- 1 ○ 一時保護所の生活は個人による活動が基本となることから、余暇活動
2 の充実や生活環境の改善を図るとともに、退所時にはアンケート等を
3 実施することにより、利用者の意見を把握し、取組への反映に努めます。
4
5 ○ 外国人である支援対象者の一時保護に対応できるよう、多言語での情
6 報提供に加え、やさしい日本語の活用や漢字にふりがなをつけるなど、
7 一時保護中に安心した生活が送れるよう対応します。
8
9 ○ 支援対象者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、県・市町の各関
10 係担当課と連携しながら対応します。

③ 民間団体等との連携

- 13
14 ○ 支援対象者のニーズ等を踏まえ、一時保護を委託する民間団体等の掘
15 り起こしを行います。
16
17 ○ 民間団体等への委託にあたっては、支援対象者の心身の状況に応じて、
18 適切なアセスメントを行います。

1 (5) 被害回復支援

3 ① 支援対象者に対する適切な情報の提供

- 5 ○ 警察庁作成の広報用パンフレット「警察による被害者支援」や県警察作成の「被害者の手引き」の配布、県警察のホームページ上の掲載等、犯罪被害者にとって必要な情報を早期に提供し、精神的な負担の軽減を図ります。
- 10 ○ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク¹¹を中心に、関係機関と連携しながら被害者への適切な情報提供を行うほか、被害者に対する迅速で切れ目のない支援の充実を図ります。

14 ② 相談支援体制の充実

- 16 ○ 犯罪被害者総合窓口をおうみ犯罪被害者支援センターに委託し、被害者の状況に応じた適切な情報提供や付添支援等、被害者等に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施します。
- 20 ○ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）において、24時間365日、性犯罪・性暴力被害についての相談、医師による医療ケア、心のケア、弁護士相談、警察への届出等の支援を総合的に行います。
- 25 ○ 少年サポートセンター¹²等において、犯罪被害に遭った少年が相談しやすい環境の整備を図り、犯罪被害者となった少年の悩み事などの相談に適切に対応します。

11 【滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク】

滋賀県における女性や子どもを犯罪者等の被害から守るために必要な施策に関して、滋賀県と滋賀県警察が相互の情報共有と連携を図り、さまざまな事案等に対する適切な対応と支援を行うことを目的として構築された。

12 【少年サポートセンター】

滋賀県警察本部少年課では、県内2か所（大津市、米原市）に少年サポートセンターを設置し、少年問題を専門に扱う職員により「非行や不良行為等の問題行動を繰り返す少年」や「犯罪被害に遭い心に傷を負った少年」に対する様々な支援を行っている。

- 1 ○ 女性相談支援センターは、支援対象者に対し心理療法担当職員がカウ
2 ンセリングを実施するほか、必要に応じて、警察の犯罪被害者カウンセ
3 リング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。
4 また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、民間団体等と
5 連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。

7 ③ 相談員の資質向上に向けた研修等の実施

- 8
9 ○ 女性相談支援センターは、各地域の女性相談支援員に対して、精神科医
10 や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的実施し、専門的な助
11 言を行うことによって、その支援の質の向上を図ります。(再掲)

1 (6) 生活支援

3 ① 民間団体等との連携

- 5 ○ 悩みや不安を抱える女性が気軽に集える居場所を提供する民間団体等
6 の調査・掘り起こしを行うとともに、県内に点在する民間団体等を一覧
7 にし、支援対象者がそれぞれのニーズに応じた団体へつながることが
8 できるよう進めていきます。(再掲)
- 9 ○ 支援調整会議等の外部有識者等を含めた会議を設け、管内地域におけ
10 る支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行
11 います。

14 ② 施設整備の推進

- 16 ○ DVに悩んでいる女性、身体的・精神的障害を抱えている女性、貧困な
17 どを理由に生きづらさを感じている女性に対して心のケアや自立に向
18 けた中長期的な支援を行うために、女性自立支援施設の今後の在り方
19 について、民間団体等との連携を含め検討を行います。
- 21 ○ さまざまなニーズを有する支援対象者がいる中、できるだけ多くの人
22 に利用いただける公共施設等の実現に向けて淡海ユニバーサルデザイ
23 ン行動指針¹³に基づき、女性自立支援施設の整備の推進を図ります。

13 【淡海ユニバーサルデザイン行動指針】

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年条例42号)第7条の2の規定に基づき平成17年3月に策定された福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するための施策の方向やその他必要な事項に関する指針。

1 (7) 同伴児童等への支援

3 ① 学習支援や心理的ケアの実施

- 5 ○ 支援対象者の同伴児童に対して、学齢等を考慮しながら子ども家庭相
6 談センターと連携して学習支援を行います。
- 7
- 8 ○ DVのある家庭環境などさまざまな背景を有する同伴児童については、
9 情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当す
10 る職員と連携しながら支援にあたります。

12 ② 関係機関との連携

- 14 ○ 教育委員会および学校、幼稚園は、転校（園）手続の簡素化に努めると
15 ともに、支援対象者等に係る情報の保護を徹底します。
- 16
- 17 ○ 支援対象者の子どもが保育所等に入所する際に、住民票の異動手続き
18 がなくても入所ができるよう、また母子家庭等については優先的に入
19 所できるように、市町との協力を図ります。
- 20
- 21 ○ 市町の児童福祉担当課、子ども家庭相談室（県健康福祉事務所）との連
22 携による日常的かつ継続的な支援に引き続き取り組みます。

1 (8) 自立支援・アフターケア

3 ① 住宅の確保および入居支援

- 5 ○ 公営住宅の優先入居、支援対象者の単身入居の募集の実施、また、公営
6 住宅の入居者募集情報について、女性支援相談支援センターや市町の
7 相談窓口を通じて、支援対象者に情報提供します。
- 8
- 9 ○ 県営住宅に被害者用に一時使用可能な住戸を確保しており、緊急に受
10 入れが必要な場合、目的外使用許可制度を活用した住宅の提供を行
11 います。
- 12
- 13 ○ 支援対象者が入居を申し込むための同居要件の緩和、優先入居の制度
14 化、および目的外使用制度の活用について、関係部局との協力を図りま
15 す。
- 16
- 17 ○ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはその
18 おそれのある人が安心して求職活動に専念することができるよう、住
19 居確保のための支援を実施します。
- 20
- 21 ○ 賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人等の入居の円滑化と、賃
22 貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町
23 や居住支援法人、関係団体と連携して、入居に関するサポートを行いま
24 す。
- 25
- 26 ○ 県営住宅への外国人の入居手続や入居者からの相談に対応するため、
27 多言語で対応ができる専用ダイヤルを設け、通訳によるサポートを行
28 います。
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35

- 1 ○ 地域生活定着支援センター¹⁴と生活困窮者一時生活支援事業を実施す
2 る福祉事務所等や更生保護施設、救護施設¹⁵等が連携し、居場所の確保
3 や地域生活への復帰の支援を行います。

5 ② 身元保証等

- 7 ○ 支援対象者が自立するにあたって、民間住宅の賃貸契約の保証人が確
8 保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行
9 います。

11 ③ 就労に向けた支援

- 13 ○ 母子家庭等就業・自立支援センター¹⁶において、ひとり親家庭の親を対
14 象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就労に向けた職業能力
15 開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策
16 定し、きめ細かな就労支援を行います。

- 18 ○ 滋賀マザーズジョブステーション¹⁷において、子育て中の母等の求職者
19 を対象に、個別相談や仕事と子育てを両立するための保育等の情報の
20 提供、求人情報の提供や職業紹介、託児など総合的な就労支援を行
21 います。

14 【地域生活定着支援センター】

高齢者や障がい者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者および退所者等について、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設、保護観察所等と連携・協働して実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活を支援することを目的としている。

15 【救護施設】

生活保護法第 38 条において、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設と定められている。

16 【母子家庭等就業・自立支援センター】

都道府県・指定都市・中核市が実施主体（母子福祉団体等への委託が可能）となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う

17 【滋賀マザーズジョブステーション】

滋賀県と滋賀労働局が設置した子育て中の母等の求職者を対象とした、職業相談・職業紹介及び就労支援などの女性就労支援施策等をワンストップで実施する総合窓口。

- 1 ○ しがジョブパーク¹⁸において、55歳以下を対象に、職業紹介や模擬面接、
2 書類添削や各種セミナーなど総合的な就労支援を行います。
3
- 4 ○ 滋賀県外国人材受け入れサポートセンター¹⁹において、外国人を対象に、
5 相談窓口として相談対応を行うほか、マッチングイベントや各種セミ
6 ナーを開催します。
7
- 8 ○ 公共職業能力開発施設において、民間教育訓練機関を活用した職業訓
9 練を実施することで、受講機会の拡大を図り、早期の就職支援に努めま
10 す。
11
- 12 ○ 働き・暮らし応援センター²⁰において、障害のある人の就労ニーズと企
13 業の雇用ニーズを結びつけるとともに、就職および職場定着に向けた
14 支援、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施し
15 ます。
16
- 17 ○ 女性自立支援施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面
18 の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。
19
20
21
22
23
24
25

18 **【しがジョブパーク】**

滋賀で“はたらく”を考えている人が、「自分を振り返り、一歩ふみだす」ことをサポートする場所で、職業紹介、模擬面接、書類添削、職業適性検査や各種セミナーなど、総合的な就職支援を行っている。

19 **【滋賀県外国人材受け入れサポートセンター】**

県内企業および県内で働きたい外国人の方向けの相談窓口として相談対応等を行うほか、県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう、また、県内で働きたい外国人の方の就労が実現するよう、必要な支援を実施する。

20 **【働き・暮らし応援センター】**

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じている。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしている。

1
2
3
4

数値目標一覧

指標	現状	目標	
	令和4年度実績	令和8年度	令和10年度
女性相談支援員を配置している市町の数	7市	10市	13市
女性相談担当者職員の研修の受講率	-	100%	100%
支援調整会議を設置している市町の数	1市	13市	19市町
困難な状況にある女性に対する支援を協働して担う民間団体等の数	4団体	8団体	10団体

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

第5章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進体制

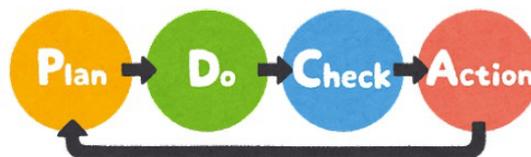
(1) 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、困難女性支援の総合的な施策の推進に取り組みます。

(2) 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

2. 基本計画の見直し

基本計画の見直しに当たっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、調査・検討を行い、滋賀県DV・困難女性対策会議等において、点検・評価します。

また、国における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

參考資料

1 1. 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

年次	国の動き	県の動き
昭和 21 年 (1946 年)	婦人保護要綱制定	
昭和 31 年 (1956 年)	売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 創設	
昭和 31 年 (1958 年)		女性相談支援センター、婦人保護施設 を設置
昭和 38 年 (1963 年)	婦人保護事業の実施要領創設	
平成 12 年 (2000 年)	ストーカー行為等の規制等に関する 法律(平成 12 年法律第 81 号)制定	
平成 13 年 (2001 年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律(DV防止法)(平 成 13 年法律第 31 号)制定	
平成 14 年 (2002 年)	婦人保護施設の設備及び運営に関す る最低基準(平成 14 年厚労令 49 号) の創設	配偶者暴力相談支援センターを設置
平成 16 年 (2004 年)	DV防止法改正	
平成 16 年 (2004 年)	人身取引対策行動計画の策定	
平成 19 年 (2007 年)	DV防止法改正	「滋賀県DV防止基本計画」策定 (H20 年度～H22 年度)
平成 20 年 (2008 年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策に関する基本的 な方針(平成20年内閣府、国家公安委 員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号)	
平成 21 年 (2009 年)	人身取引対策行動計画 2009 の決定	
平成 23 年 (2011 年)		「滋賀県DV防止基本計画」改定① (H23 年度～H26 年度)
平成 25 年 (2013 年)	「婦人保護事業等の課題に関する検 討会のこれまでの議論の整理」集約	

年次	国の動き	県の動き
平成 25 年 (2013 年)	DV防止法改正	
平成 25 年 (2013 年)	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正	
平成 25 年 (2013 年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年内閣府、国会公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）※H20.1の告示は廃止	
平成 25 年 (2013 年)	「女性相談支援センターガイドライン」策定	
平成 26 年 (2014 年)	人身取引対策行動計画 2014 の策定	
平成 27 年 (2015 年)	ストーカー総合対策取りまとめ	「滋賀県DV防止基本計画」改定② (H27 年度～H31 年度)
平成 27 年 (2015 年)	「婦人相談員相談・支援指針」策定	
平成 28 年 (2016 年)	売春防止法の一部改正	
平成 28 年 (2016 年)	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正	
平成 29 年 (2017 年)	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を策定	
平成 29 年 (2017 年)	刑法（明治40年法律第45号）の一部改正	
令和 元年 (2019 年)	児童福祉法等の一部改正※児童虐待とDV対策との連携強化について規定	
令和 2 年 (2020 年)		「滋賀県DV防止基本計画」改定③ (R 2 年度～R 6 年度)
令和 3 年 (2021 年)	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正	
令和 4 年 (2022 年)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立	

令和4年 (2022年)	人身取引行動計画2022の策定	
令和4年 (2022年)	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する督促等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）の策定	
令和5年 (2023年)	DV防止法改正	

1